

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法 令 名		林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令		法令の番号		昭和 5 4 年政令第 2 0 5 号		
不利益処分の種類		合理化計画の認定取消		根 拠条項		第 4 条第 3 項		
処 分 基 準	「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」第 4 条第 3 項、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」第 4 の 3 （ 3 ）、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」第 5 の 4 の規定による。							
	なお、処分の基準は以下のとおりである。 ○ 認定を受けた合理化計画に従ってその木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるとき							
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課		目次 NO	1 1